

（第 18 号議案）

中野区職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表

改正案	現行
第 1 条～第 4 条 （略） （防疫等業務手当） 第 5 条 防疫等業務手当は、次に掲げる場合に支給する。 (1) 保健所又は中野区すこやか福祉センター（以下「保健所等」という。）に勤務する職員が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症予防法」という。）に定める 1 類感染症の患者（感染症予防法第 8 条の規定により患者とみなされる者を含む。次号において同じ。）又は新感染症の所見のある者に接触したとき。 (2)・(3) （略） 2 （略） 第 6 条～第 9 条 （略） 附 則 （略） <u>附 則</u> <u>この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。</u>	第 1 条～第 4 条 （略） （防疫等業務手当） 第 5 条 防疫等業務手当は、次に掲げる場合に支給する。 (1) 保健所、<u>中野区保健福祉センター</u>又は中野区すこやか福祉センター（以下「保健所等」という。）に勤務する職員が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症予防法」という。）に定める 1 類感染症の患者（感染症予防法第 8 条の規定により患者とみなされる者を含む。次号において同じ。）又は新感染症の所見のある者に接触したとき。 (2)・(3) （略） 2 （略） 第 6 条～第 9 条 （略） 附 則 （略）